

## 金融商品取引法に関する重要なお知らせ

マッコーリーアセットマネジメント株式会社

### 投資する有価証券等についてのリスク

投資一任契約では、国内外債券、国内外株式、国内外ファンドを中心とする金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部が当社に任せられ、これに基づきお客様のため投資を行うのに必要な権限が当社に委任されます。その成果は、すべてお客様に帰属し、お客様に損失が発生することがあっても、当社はこれを負担する責任を負いません。投資する有価証券等についてのリスクの例としては次のようなものがあります。

#### ① 債券

(ア) 価格変動リスク: 債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって債券の価格が変動しますので、投資元本を割り込むことがあります。

(イ) 債券発行者の信用リスク: 債券発行者若しくは保証会社等の経営・財務状況の変化又はこれらに関する外部評価の変化、裏付けとなる担保資産の評価の変化等により、債券の利息又は元本の一部又は全部が支払われないことがあり、その結果、投資元本を割り込んだり、その全額を失ったりすることがあります。

(ウ) 流動性リスク: 市場環境の変化、債券発行者若しくは保証会社等の経営・財務状況の変化又はこれらに関する外部評価の変化等により、市場等における売買に支障を来し、債券を換金することができなくなるリスクがあります。その結果、投資元本を割り込んだり、その全額を失ったりすることがあります。

#### ② 株式

(ア) 株価変動リスク: 市場等における株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、潜在的株式である新株予約権については、権利行使期間に制限が付されていることがあり、これにより新株予約権を適時に期待する価格で行使して株式に転換することができないことがあり、その結果、投資元本を割り込むことがあります。

(イ) 株式発行者の信用リスク: 株式発行者の経営・財務状況の変化又はこれに関する外部評価の変化等により、株式が事実上無価値となることがあり、その結果、投資元本を割り込んだり、その全額を失ったりすることがあります。

(ウ) 流動性リスク:市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化又はこれに関する外部評価の変化等により、市場等における売買に支障を来し、株式を換金することができなくなったり、通常の市場価格よりも不利な価格での換金を余儀なくされたりするリスクがあります。その結果、投資元本を割り込んだり、その全額を失ったりすることがあります。

- ③ 信用取引や有価証券関連デリバティブ取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引その他のデリバティブ取引(以下「デリバティブ取引等」といいます)においては、委託証拠金その他の保証金(以下「保証金等」といいます)を担保として預託し、保証金等の額を上回る多額の取引を行うことがありますので、先物価格や金利の変動、原資産の価格の変動、原資産の発行者又は保証会社等の信用リスクの顕在化、店頭デリバティブ取引の相手方の信用リスクの顕在化等により、差損が生じたり、その損失の額が保証金等の額を上回ったりする(元本超過損が生じる)ことがあります。なおデリバティブ取引等の額の保証金等の額に対する比率は、取引毎の具体的な条件に応じて決定されるため、あらかじめ算出することはできません。
- ④ 外貨建資産においては、為替リスクやカントリー・リスク、外国為替市場の動向等により、為替差損が生じるおそれがあります。また、通貨の交換等に制限が設けられている場合には、円貨等への交換や本邦への送金等に支障が生じ、損失が生じるおそれがあります。
- ⑤ 投資信託受益証券その他のファンド出資持分においては、主な投資対象である有価証券等の種類に応じて、上記①から④記載のリスクにより損失が生じるおそれがあります。また、いわゆるクローズド型のファンドにおいては、ファンド出資持分を換金(一部解約)することができる期間に制限が付されているため、ファンド出資持分を適時に期待する価格で換金することができず、これにより投資元本を割り込むことがあります。

## 手数料等の概要

- ① 当社との間で投資一任契約を締結することによる当社に対する投資顧問報酬に加え、有価証券等の売買委託手数料、先物取引・指数先物取引・オプション取引等に要する費用等、外貨建資産の保管に要する費用等及び運用に係る公租公課等があります。
- ② なお、当社が顧客との間で締結する投資一任契約に基づき、当社の関連会社が運用する海外ファンドの出資持分に投資することがあります。この場合、当該ファンドの販売(申込み)手数料、当該ファンドで発生する運用報酬等、事務処理費用、当該ファンドの関連当事者に対する手数料、監査費用等及び当該ファンドが行う運用に伴う上記①に記載の費用についても、間接的にご負担頂くこととなります。
- ③ 上記①および②の費用につきましては、運用状況、投資一任契約に基づき投資するファンドの内容等により変動するため、あらかじめこれらの費用の上限額又は計算方法を記載することはできません。

上記の他、投資一任契約に関する重要な事項につきましては、契約締結前の書面その他の開示書類で十分ご確認頂くようお願い申し上げます。